

# 【江戸川区プレミアム付商品券】

## 取扱可能店舗 募集要項

問合せ先

江戸川区プレミアム付商品券 加盟店登録事務局コールセンター（2019年6月20日～2020年3月31日）

9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始 12月30日～1月3日を除きます）

TEL: 0120-628-175

江戸川区プレミアム付商品券 加盟店登録事務局

## ◆事業の目的

消費税率の10%への引き上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券の販売を行う。

## I. プレミアム付商品券について

### 1 事業概要

- (1) 名 称 江戸川区プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 江戸川区
- (3) 発 行 額 総額27億円
- (4) 発 行 内 容 1冊5,000円（額面500円×10枚綴） ひとりあたり 25,000円分
- (5) 購 入 対 象 者 ①平成31年度住民税非課税者  
②平成28年4月2日以降令和元年9月30日以前に生まれたお子さんが属する世帯の世帯主
- (6) 使 用 期 間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (7) 商品券販売場所 江戸川区役所本庁舎及び各区民館
- (8) 商品券販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (9) 取 扱 可 能 店 舗 地域振興に貢献し、江戸川区内における消費喚起が期待できる小売店、飲食店及びサービス業などを公募して決定

## II. 取扱可能店舗の募集概要

### 1 登録資格

- (1) 江戸川区内に事業所・店舗等を有する者
- (2) 上記に該当し、江戸川区内の店舗等のみにおいて商品券の利用を制限できる者  
ただし、次の事業者を除きます
  - ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
  - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - ③ 4頁「4 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
  - ④ 江戸川区の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等

- ⑥ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 申込、登録

### (1) 申込方法

取扱可能店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意のうえ、利用可能店舗登録申請書に必要事項を入力又は記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。

- ① インターネットで申請：<https://www.premium-gift.jp/edogawa/>
- ② FAXで申請：011-219-7717 FAX受信専用着信確認TEL番号：011-222-2213
- ③ 郵送で申請：〒060-0001

北海道札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル8階  
「江戸川区プレミアム付商品券 加盟店登録事務局」

※ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの区内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位でとりまとめて申し込みを行ってください（原則、江戸川区区内全ての店舗で利用可とすること）。この場合、すべての利用可能店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：〇〇〇デンキ△△店）、所在地（郵便番号含む）、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録し、申し込んでください。江戸川区プレミアム付商品券ホームページの登録フォームをご活用ください。

### (2) 申込期間

令和元年6月20日（木）から8月16日（金）17:00まで

### (3) 登録

申込みのあった事業者については、江戸川区の審査を経て、取扱可能店舗として登録します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、江戸川区の審査により登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 区が登録を取り消すと判断した場合

#### (4) その他留意事項

- ① 取扱可能店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの告知用リーフレット、ホームページなどに掲載します。
- ② 取扱可能店舗向けのマニュアル、プレミアム付商品券取扱店舗証、ポスターを作成し、9月中旬に配付する予定です。
- ③ 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、取扱可能店舗マニュアルを参照してください。
- ④ 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱可能店舗の登録取り消しをする場合があります。
- ⑤ 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、江戸川区がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業用にデザインされた「プレミアム付商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等については事前に承認が必要となります。
- ⑦ 江戸川区の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

### 3 プレミアム付商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券と現金の交換はできません。
- (2) 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りは渡さないでください。
- (3) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 商品返品の際の返金はできません。
- (5) 半券の切り離された商品券は使用できません。
- (6) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (8) 使用期間を過ぎた商品券は使わせないでください。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失、毀損又は偽造、模造等に対して、発行者(江戸川区)は責を負いません。
- (10) 商品券の交換又は売買はできません。

### 4 プレミアム付商品券の利用対象にならない内容

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購

入（電子たばこを含む。）

- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払い
- (6) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年3月31日を超える支払い
- (7) その他、取扱可能店舗が指定する支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い

## 5 取扱可能店舗の責務等

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、プレミアム付商品券取扱店舗証及びポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨江戸川区プレミアム付商品券加盟店登録事務局コールセンターにも報告してください。確認用として配付する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券の裏面に店舗印を押し、半券（取扱店舗控）を切り取ってください。半券には店舗印は不要です。半券は、換金における入金額の差異があった場合に備え、入金確認を完了するまで大切に保管してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- (5) 商品券は、令和2年3月31日までににおける商品の売買、サービスの提供等の取引に使用してください。
- (6) 商品券の取り扱いに関して江戸川区からの改善要請があった場合は、それに従ってください。
- (7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。
- (8) やむを得ない事情がないかぎり、商品券利用期間中（令和元年10月1日～令和2年3月31日）の取扱店舗としての辞退はしないでください。

## Ⅲ. 換金について

- (1) 取扱可能店舗は、事務局が配付する専用封筒（又は専用のダンボール）に商品券を同封し、指定の場所へ郵送又はゆうパックにて発送してください。
- (2) 換金は口座振込となります。振込手数料は事務局が負担します。
- (3) 換金は、別に定める(1)の到着日に応じ、毎月2回の入金予定日に指定口座に振り込みます。

(4) 換金請求は、令和2年4月10日（金）までとします。この期日を過ぎてからの受付には一切応じられません。必ず上記期限までに換金手続きをしてください。

(5) 商品券の換金はOCR読み取りにより処理し、OCRによる読取結果を正とし精算します。この場合、入金額に疑義がある場合は、お手元の半券にあるOCR番号等で確認を実施し、精算します。

異議は入金日から2週間以内に限って受付します。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには原則として応じられませんのでご注意ください。

また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

#### (6) 換金の流れ

